

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

1 県、大泉町、所有者、関係団体、建築士・施工者、地域組織などの連携・役割分担

(1) 基本的考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

① 住宅・建築物の所有者等が、自助努力で耐震化を図ることが重要です。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

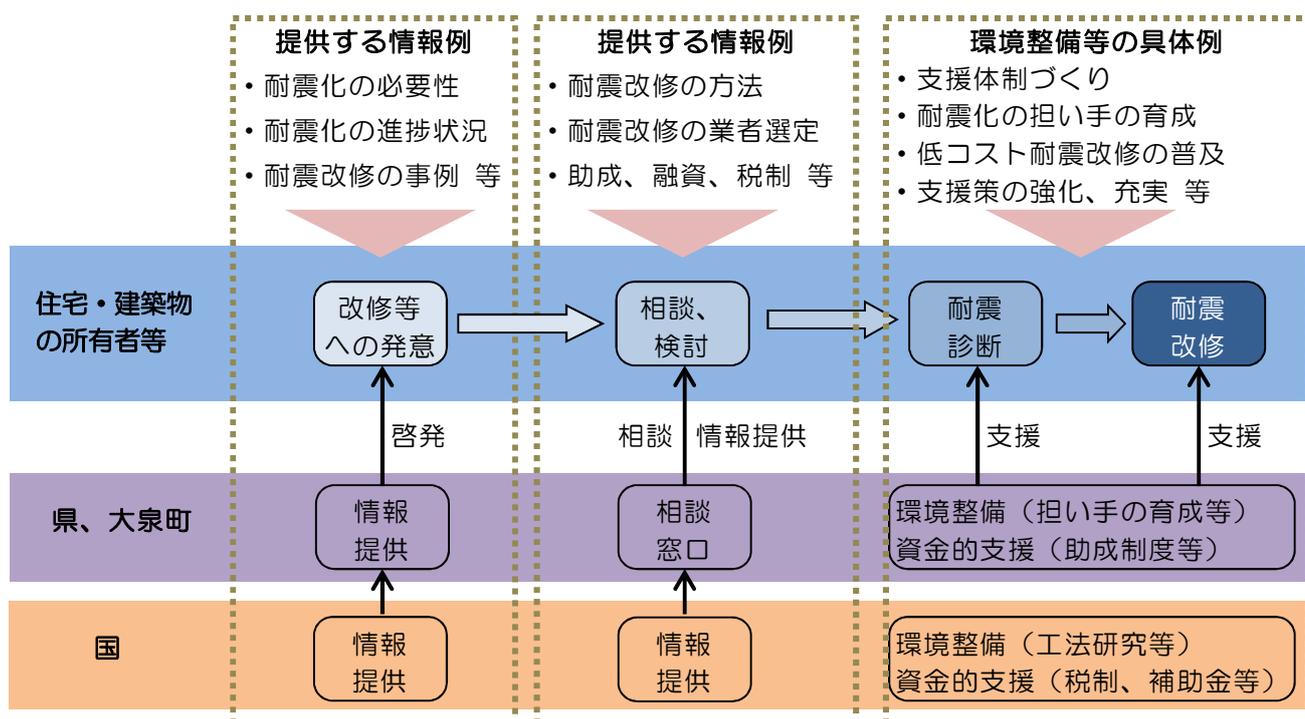
② 住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信など、必要な取り組みを進めていきます。

③ 建築士・施工者が耐震化の担い手として活躍できるようにします。

建築士・施工者が、建築物等の耐震化の『担い手』として、活躍できる環境を群馬県と連携して整備します。

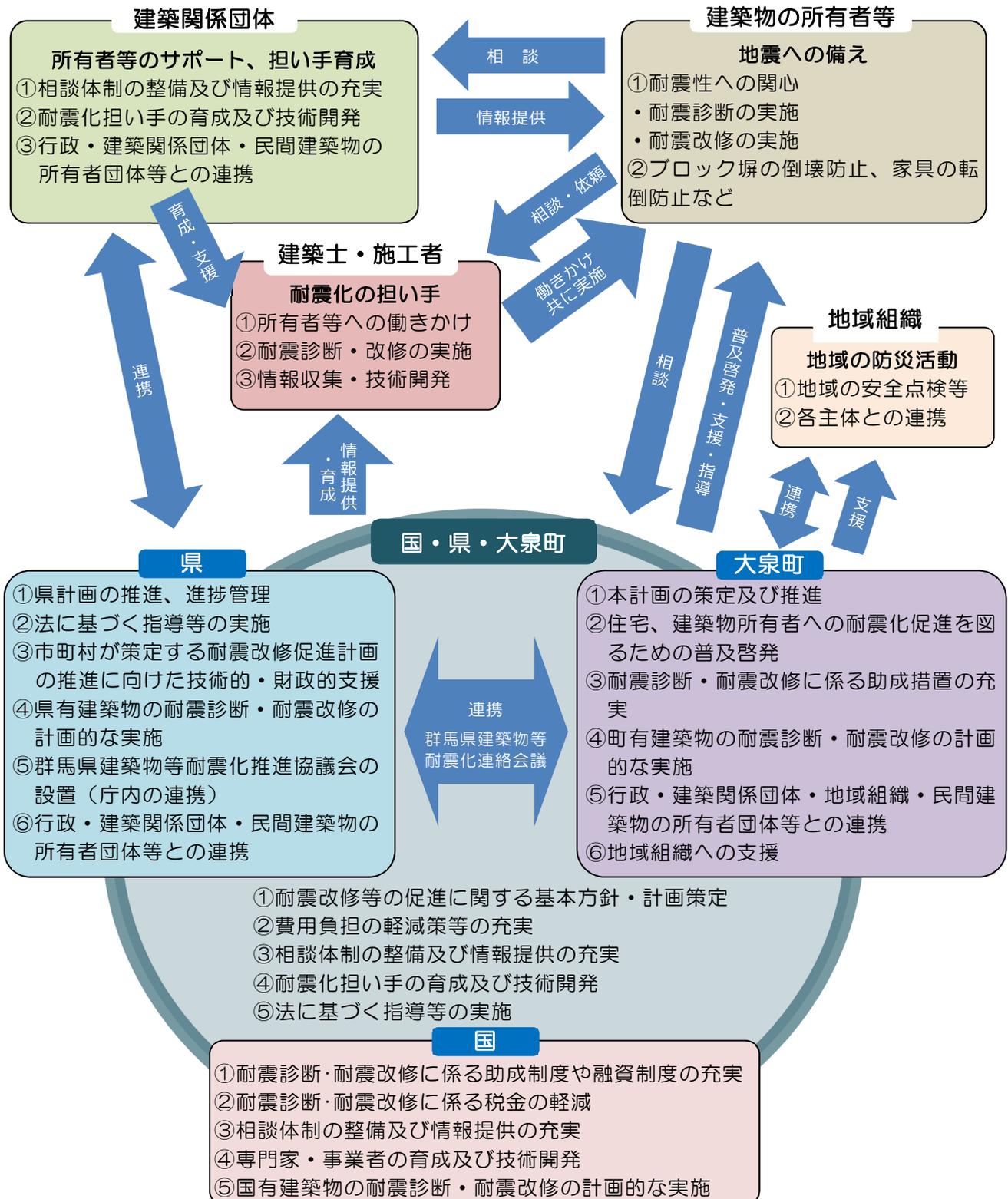
(図6-1) 耐震診断・耐震改修の促進イメージ



(2) 役割分担

住宅及び建築物の所有者等と国、県、大泉町及び建築関係団体建築士・施工者及び地域組織は、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

(図6-2) 役割分担



(3) 県の関係部局との連携

建築物等の耐震化促進に関して、県と本町の役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実行性の確保を図るため、県が設置する群馬県建築物等耐震化推進連絡会議※に参加して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

※ 群馬県建築物等耐震化推進連絡会議

群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

(4) 自治会等地域活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、自治会等の地域組織における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。